

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 2020年12月19日(土)から2021年1月22日(金)まで

■ 意見提出件数 : 4件 (法人・団体:3件、個人:1件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
2	KDDI株式会社
3	楽天モバイル株式会社
—	個人(1件)

■ 全般

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 0-1 様式第28（第8条関係）について		
<p>令和2年10月27日に公表された「競争ルールの検証に関する報告書2020（以下、報告書）」のP85には、「なお、店頭・電話のMNP手数料については、今後、ウェブも含めたMNPの利用数の動向や各受付窓口におけるMNPの受付状況を把握しつつ、コストの状況について適時適切に検証していくことが必要である。」との記載があり、各窓口におけるMNPの受付状況の把握は、MNP手数料の検証のために必要である旨が明記されています。</p> <p>しかしながら弊社を含めたMNO各社は今後MNP手数料を対面、電話を含めて全て無料にすることを発表しており、報告書に記載されているMNP手数料の検証自体が不要となります。</p> <p>したがって、各受付窓口におけるMNPの受付状況の把握、及び左記の追加事項の「うち対面で手続きした数」、「うち電話で手続きした数」、「うちインターネットで手続きした数」（以下、追加事項）も不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「競争ルールの検証に関する報告書2020」（令和2年10月27日公表）において、「このウェブについては、24時間化等のウェブのより使いやすい環境の整備を進めることを通じて、「ポストコロナ時代」の「ニューノーマル」も見据えた社会変革に貢献するとともに、ウェブへの移行を促すことで、MNPコスト全体の低廉化にもつながると考えられる。」と記載されています。対面及び電話も含めた全ての受付窓口でのMNP手数料が無料となった場合でも、受付窓口ごとのMNP手続き状況の把握は、MNP手続のウェブへの移行状況を把握するために必要であると考えます。</p>	無
<p>本件は、令和2年10月27日に公表された「競争ルールの検証に関する報告書2020」において、MNP（モバイルナンバーポータビリティ）の手数料については手続の受付窓口ごとの利用状況を把握する等が必要であると報告されたことを踏まえ、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）について電気通信番号の使用に関する報告に使用する様式（第8条関係）の一部の改正を行うものです。】について今回の改正は「競争ルールの検証に関する報告書2020」を受けて手数料について検討するために手続の受付窓口ごとの利用状況を把握するものであると認識しています。</p> <p>本来、報告規則については、目的達成のために必要最小限の項目や対象事業者に絞るべきであることから、手数料を設定していない事業者を報告対象から除外し、その旨を様式の注記等で明確にしていきたいと考えます。</p> <p>また、報告規則等により事業者が求められる報告項目が多く、事業者における報告対応の作業は非常に大きな負担となっているため、適宜見直しいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>「競争ルールの検証に関する報告書2020」（令和2年10月27日公表）において、「このウェブについては、24時間化等のウェブのより使いやすい環境の整備を進めることを通じて、「ポストコロナ時代」の「ニューノーマル」も見据えた社会変革に貢献するとともに、ウェブへの移行を促すことで、MNPコスト全体の低廉化にもつながると考えられる。」と記載されています。対面及び電話も含めた全ての受付窓口でのMNP手数料が無料となった場合でも、受付窓口ごとのMNP手続き状況の把握は、MNP手続のウェブへの移行状況を把握するために必要であると考えます。</p> <p>また、報告項目については、電気通信番号制度を適切に施行する上での必要性を踏まえ、対象事業者への過度な負担とならないよう、適宜、所要の見直しを行って参りたいと考えます。</p>	無

■ 1. 改正の背景及び概要について

意見 1-1 改正の背景及び概要について		
<p>本改正は、令和2年10月27日に公表された「競争ルールの検証に関する報告書2020」において、MNP（モバイルナンバーポータビリティ。以下「MNP」という。）の利用数の動向や各受付窓口におけるMNPの受付状況を把握する等が必要であると報告されたことを踏</p>	<p>頂いた御意見は、本改正案に対する賛同意見として承ります。 電気通信事業法における番号ポータビリティは、利用者が契約する電気通信事業者が変更となるものを指すことを踏まえ、本改</p>	無

<p>まえたものであり、店頭・電話の MNP に係るコストの状況について適時適切に検証していくことが必要であることから、改正に賛同いたします。</p> <p>また同報告書では「MNO のサブブランドについては、自社プランの一部と整理しているが、MVNO からも競争上の懸念が示されているところであり、サブブランドが競争環境に与える影響の一環として、注視していく必要がある。」とあることから、メインブランドとサブブランドにおける利用者動向の差異の有無や実態についても明らかにする必要があると考えます。</p> <p>加えて、今般、複数の MNO 事業者において新たな料金プラン（以下、「廉価プラン」という。）の導入が発表されておりますが、契約・サポート窓口についてはウェブとのことから、MNP の受付窓口に関しても同様にウェブとなることが予想されます。この発表に関連して、各社の既存の料金プランやサブブランド（以下、「既存プラン」という。）の受付窓口に関する変更は発表されていないことから、廉価プランと既存プランとでは MNP 手続の受付窓口ごとの利用状況が異なるものとなることが見込まれます。</p> <p>したがって、MNP の利用数の動向や各受付窓口における MNP の受付状況を把握する本改正の目的に鑑み、受付窓口ごとの利用数についてはメインブランドとサブブランド、廉価プランとを区分して報告されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>正においてメインブランド、サブブランド及び新たな料金プランの間でのポートアウト数の報告を求める必要はないと考えます。</p> <p>なお、競争ルールの検証に関するWGにおいて、モバイル市場における競争状況の検証のため、メインブランド、サブブランド、新たな料金プラン別の契約数等の検証に必要なデータについて事業者から報告を求める予定です。</p>	
---	---	--

■ その他

意見 2-1		
<p>モバイルナンバーポータビリティについて既存、電話番号や手数料だけでユーザーの動向は変わらない。国がキャリア間の活性化をはかろうとするなら、TCA がしている不払い情報の交換は辞めさせたほうがよい。すでに役目を終えている。以前は電話機と通信料について一体が為されていたが、電話機の価格が高額となり、指定信用情報機関に照会したり登録するプロセスができた。あまりキャリア間で個人情報のやりとりを、させると、他社に移動させたくないから情報をあえて消さないなどの事例がある。現在 docomo に 2 回線、しかも docomo とはカード契約もあるのに、不払い情報に掲載されていたりする。UQ や LINE に至っては、請求がきていないので支払い先を尋ねたが回答がない。これではこの情報を適切な運用はされていない。以前 TCA にも苦情を言っているが、解決されていない。必要な情報だけに絞り、値下げを促すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>